

## 2 水道水

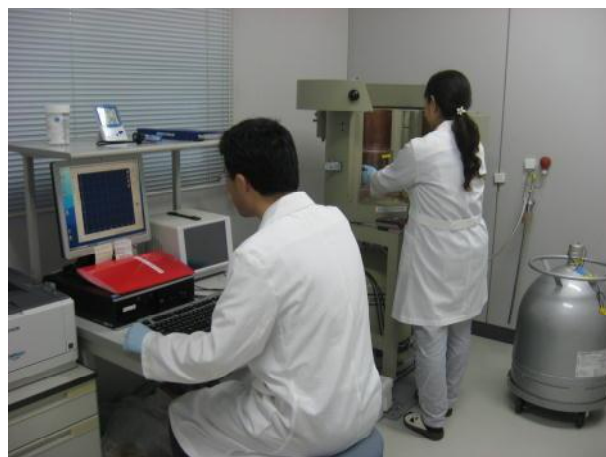
県では、厚生労働省が示しているモニタリング方針に基づいて、県内各水道事業者（県企業局及び各市町村）が水道水の放射性物質検査を実施しているほか、県食品・生活衛生課において、食品安全検査センター内の水道水の検査を実施しています。

これまでの検査では、事故発生直後に一時的に放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されましたが、平成23年6月3日以降、県内全ての水道水から放射性物質は検出されていません。

### (1) 水道水の放射性物質モニタリング

県食品・生活衛生課では、事故後、水道水の緊急検査という位置づけで、県営施設で放射性物質を検査できる唯一の施設であった衛生環境研究所において、平成23年3月18日から同所内の水道水及び県企業局の3浄水場水道水の放射性物質検査を開始し、現在は、食品安全検査センター蛇口水について、週1回の頻度で検査を実施しています。

その結果、事故直後に最大62ベクレル毎キログラムの放射性ヨウ素及び最大1.20ベクレル毎キログラムの放射性セシウムが検出されましたが平成23年6月3日以降は、全て不検出となっています。



水道水放射性物質検査

〈県食品・生活衛生課による放射性物質モニタリング実施状況〉

検査期間	検査対象	検査頻度	検出状況
H25.4.1～ H29.3.31まで	食品安全検査センター蛇口水	1回／週	全て検出下限値以下 (不検出)

※飲料水基準値 10Bq/kg（平成24年3月までの暫定規制値200Bq/kg）

### (2) 県営4浄水場の浄水放射性物質モニタリング

県企業局は、平成23年9月、独自にゲルマニウム半導体検出器（注8）を整備し、4浄水場（県央第一水道、県央第二水道、新田山田水道、東部地域水道）の水道水について放射性物質の検査を実施しています。

その結果、検査開始から現在に至るまで、放射性物質は検出されていません。

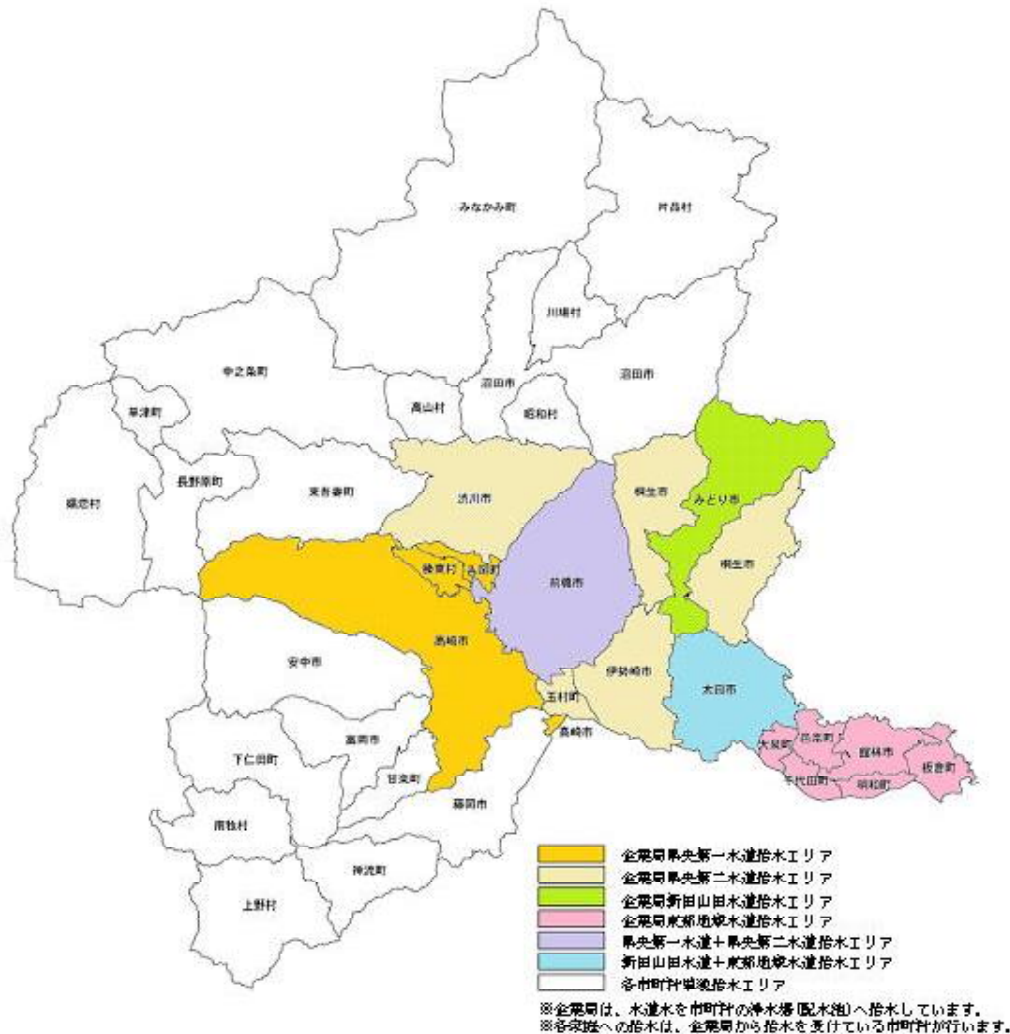
（注8）ゲルマニウム半導体検出器＝ゲルマニウムという元素の半導体を用いた放射性物質検出器。放射性物質の精密な検査を行います。

### (3) 各市町村による水道水放射性物質モニタリング

県内各市町村では、厚生労働省の示したモニタリング方針に基づいて、適切な頻度を設定して水道水の放射性物質検査を実施しています。

これまでの検査の結果、水道水からは、放射性物質は検出されていません。

平成23年度は、全市町村で放射性物質検査を実施しており、平成24年度以降からは市町村ごとにモニタリング結果等から検査計画の検討を行い水道水の管理を行っています。



※群馬県内の水道水の供給状況について

- ・ 県内の水道水は、市町村等の水道事業者が供給しています。
- ・ 図で色分けされた市町村には、県企業局の浄水場で処理した水道水が一部供給されています。(市町村は、独自の水源による水道水と併用しています。)

※浄水処理工程における放射性セシウムの挙動

水道水中の放射性セシウムについては、セシウムの化学的性質により、主に濁質成分（原水（河川水や井戸水等）に含まれる土や砂など）に付着して水中に存在していることから、水道水の浄水処理工程において、濁質成分として除去することが可能であるため、水道水中に残ることはほとんどないと考えられます。

### 3 農林水産物

原発事故直後、県内で生産された露地栽培のホウレンソウ、カキナから一時的に基準値を超える放射性物質が検出され出荷制限措置がとられましたが、まもなく安全性が確認され解除になっています。農林水産物については、生産物の放射性物質検査のほか、農地土壌や飼料作物のモニタリング調査、きのこ類のほだ木については生産ロットごとの検査等により、安全性を確認しています。

#### (1) 農産物

県内で生産されている農産物は、定期的に放射性物質検査を行い、安全性を確認しています。

県内では、平成23年3月にホウレンソウ及びカキナが暫定規制値を超えたため、出荷制限の対象となりましたが、その後の検査によって安全性が確認され、平成23年4月に出荷制限が解除されました。

また、平成23年6月の検査で暫定規制値を超えたため、出荷制限の対象となった茶は、平成

24年5月に一部の地域、平成25年6月すべての地域で出荷制限が解除されました。(注9)

平成28年度は、63品目400検体に対して検査を行いました。

(注9) 出荷制限(指示)と出荷自粛(要請)＝出荷制限(指示)は、基準値を超えた食品について、生産地域の広がりがあると考えられる場合に当該地域・品目を対象に出荷しないよう原子力災害対策特別措置法に基づき国が指示するものです。一方、出荷自粛(要請)は、基準値を超えた食品について、地域的な広がりが無い場合に出荷しないよう県が要請するものです。

〈農産物の検査結果概要〉

年度	区分	検体数	基準超過数	超過品目
平成28年度	穀類	120	0	
	野菜	243	0	
	果実	26	0	
	工芸作物	9	0	
	加工品	2	0	

※野菜には、栽培されているフキノトウ、タラノメ、ワラビ等の山菜類も含まれます。

#### (2) 畜産物

##### ア 生乳 (注10)

県では農場から出荷された生乳について、平成23年3月22日から月ごとに県内全域が対象となるよう、県内6か所のクーラーステーション及び直接搬入される4か所の乳業工場毎週2～3検体ずつ採取し、平成28年度末まで検査を行ってきましたが、全ての検体で基準値(50ベクレル毎キログラム)を大きく下回っていました。

また、平成29年3月24日付けで「検査計画、

出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、生乳においては、①適切な飼養管理が行われていること。②出荷制限区域がないこと。③直近3年間の検査が全て基準値の1/2以下であること。の3要件を満たす場合は検査が不要となりました。これを受け全要件を満たす本県では、平成28年度末で検査を終了することとしました。

(注10) 生乳＝牛から搾ったまま何も手を加えていない状態の乳のことをいいます。

〈生乳の検査結果〉

年度	検体数	基準超過数
平成28年度	125	0

## イ 牛肉

平成23年7月31日から県内の食肉処理場に出荷される肉牛の全頭検査を実施しています。平成24年10月に基準値(100ベクレル毎キログラム)を超過した牛が1頭確認されましたが、市場へ流通はしていません。

それ以外は全て基準値を下回っています。



放射性物質検査

〈牛肉の検査結果〉

年度	検体数	基準超過数
平成28年度	13,447	0

## ウ 豚肉・鶏肉

豚肉と鶏肉は平成23年4月11日に検査を実施し、平成23年10月28日からは四半期ごとに検査しました。その後、平成24年度から平成28年度まで、豚肉は毎月1回2検体、鶏肉は四半期に1回2検体ずつ検査を実施しました。

これまでの検査では、豚肉、鶏肉とも全て

基準値を下回っており、放射性物質が検出された事例もありません。よって、放射性物質による影響はほぼないものと判断できるため、平成29年度からは豚肉の検査頻度を下げ、四半期に1回3検体ずつ検査を実施することとし、鶏肉については平成28年度末をもって検査を終了することとしました。

〈豚肉・鶏肉の検査結果〉

年度	区分	検体数	基準超過数
平成28年度	豚肉	24	0
	鶏肉	8	0

## (3) 水産物（養殖魚）

県内の養殖場で生産されたイワナ・ヤマメ・ニジマス・ギンヒカリ・アユ・コイについて、平成29年3月までに、407検体の検査を実施し

ました。

検査結果は、全て不検出又は基準値未満でした。

〈養殖魚の検査数〉

年度	イワナ	ヤマメ	ニジマス	ギンヒカリ	アユ	コイ	計
平成28年度	16	14	23	13	3	0	69
検査結果	不検出又は基準値未満（基準値：100Bq/kg）						

## (4) 栽培きのこ

### ア 栽培きのこのモニタリング検査

栽培きのこの食品モニタリング検査については、平成29年3月末までに1,404件について実施しました。原木栽培（注11）の生しいたけ及び菌床栽培（注12）のきのこ類では、これまで食品の基準値を超えたものはなく、

安全が確認されています。

(注11) 原木栽培＝きのこ栽培用に切り出した木材(原木)にきのこの菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

(注12) 菌床栽培＝おが粉等にきのこの種菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

### イ 出荷自粛

原木栽培の乾しいたけについては、平成23年度の検査で高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町の8市町村において、乾燥状態での計測で暫定規制値500ベクレル毎キログラムを超過

したことが確認され、出荷自粛要請となっています。

また、原木栽培のなめこについては、平成24年度の検査で藤岡市において、基準値超過が確認され、出荷自粛要請となっています。

〈栽培きのこの食品モニタリング検査件数〉

年度	区分	検体数	基準超過数
平成28年度	原木生しいたけ	82	0
	原木乾しいたけ	3	0
	菌床生しいたけ	76	0
	菌床乾しいたけ	12	0
	他	75	0

### ウ きのこ原木等の指標値検査

栽培きのこについては、食品としてのきのこを安全に栽培するために、きのこ原木（注13）及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値（注14）が定められています。

群馬県では、原木、菌床、おが粉等の資材の段階で検査を行い、指標値以下の資材のみを使用することにより、安全なきのこの生産に努めています。特に原木栽培きのこについては、ほだ木（注13）の全ロット検査を実施し、安全が確認されたほだ木のみを使用しています。

平成29年3月末までに、ほだ木は3,534件の検査を行いました。このうち平成28年度では253件検査を行い、指標値である50ベクレル毎キログラム以下となったのは85%の215件で、50ベクレル毎キログラムを超過していたほだ木は15%の38件でした。

指標値を超過したほだ木は廃棄し、安全なほだ木への入替えを行っています。

(注13) きのこ原木とほだ木＝きのこ用に切り出した木材を「きのこ原木」といい、それにきのこの菌を植えたものを「ほだ木」といいます。

(注14) きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値＝きのこ原木・ほだ木：50ベクレル毎キログラム(Bq/kg)（乾重量）  
菌床用培地・菌床：200Bq/kg（乾重量）



安全な原木、ほだ木の確保